

【新型コロナウイルス】6月20日、クイーンズランド州政府、19日の感染確認を受け、感染接触追跡注意喚起を発出

2021年6月21日
在ブリスベン総領事館

- 6月20日(日)、クイーンズランド(QLD)州政府は、19日(土)に国際線乗務員1名のコミュニティCOVID-19感染確認を受け、感染接触追跡注意喚起を発出しました。
- また、6月25日(金)午前1時から、現在の感染防止のための措置を一部緩和する旨発表しました。

○感染接触追跡注意喚起

1 濃厚接触(close contact) :

DFO Brisbane(ブリスベン空港)-6月19日(土)午後4時~4時半

Brisbane Portuguese Family Centre(市内 Ellen Grove)-6月19日(土)午後7時~
終業

- ・ただちに個人の移動手段により自宅または宿泊施設に直接向かい隔離を行う。
- ・該当する濃厚接触場所をクリックし、表示される指示に従うとともに、オンラインで接触追跡フォーム(contact tracing form)を記入・提出する。オンライン提出が出来ない場合には、134COVID(4268)に電話する。
- ・その後、州保健省から、感染検査や隔離期間等について連絡が行われる。
- ・すでにQLD州に滞在していない場合には、滞在先州・準州政府保健当局から適切な指示を受ける。

2 低リスク接触(low risk contacts) :Brisbane CBD-6月19日(土)午後5~6時

- ・感染症状の有無を確認し、何らかの症状がみられる場合には、以下の措置をとる。
 - 自宅または宿泊施設で隔離を行う。
 - 感染検査を受け、陰性が判明するまで隔離を継続する。
 - 該当する濃厚接触場所をクリックし、表示される指示に従うとともに、オンラインで接触追跡フォーム(contact tracing form)を記入・提出する。オンライン提出が出来ない場合には、134COVID(4268)に電話する。
 - 陰性が判明した場合も、隔離を継続する。接触追跡フォーム提出後、州保健省から連絡が行われる。
- ・すでにQLD州に滞在していない場合には、滞在先州・準州政府保健当局から適切な指示を受ける。

○6月25日(金)午前1時からの緩和措置(カッコ内は現在の規制措置)

- ・密度制限は4平方メートルあたり3名まで。(現在は、2平方メートルあたり1名まで)
- ・自宅または屋外公共スペースにおける集会人数制限なし。(現在は、自宅最大 100 人)
- ・セルフサービス飲食店での人数制限なし。(現在は、立ったままでの飲食を含め2平方メートルあたり1名の密度制限等)
- ・座席指定イベント会場は最大定員まで入場可能。(現在は、入出場時にマスク着用を推奨等)
- ・COVID 安全計画が必要となる催し等を少なくし、簡易なチェックリストによるものとする。(現在は、500人以上の場合等に各種リストや計画の作成・掲示が必要)

これらの緩和の下で、州民の安全を確保し、感染接触追跡を容易にするため、入州する際に QLD 入州届 (Queensland Travel Declaration) 提出が開始され、施設等入場・利用の際の QLD チェックイン・アプリ (Check In QLD app) を拡充する予定。

本件発表の詳細等については、以下の QLD 州政府関連ホームページ等(全て英文のみ)をご覧ください。

○COVID-19 最新情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○感染接触追跡調査

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

○QLD州政府が指定する感染多発地域 (hotspot)

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

また、QLD 入州届 (Queensland Travel Declaration) に関しては、6月18日付の以下の当館領事メールもご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus18062021.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL か

ら停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html